



テレワーク環境整備 加速化補助金

申請期間（2次募集）令和4年1月4日～1月17日

申請額が道の予算額を超える場合は、期間中でも受付を締め切ることになります。
また、申請額が道の予算額に満たない場合は、再度の募集を行うことがあります。

補助対象者

- ・札幌市を除く道内に本社及び事業所を有する
中小企業者および法人等
医療法人、社会福祉法人、学校法人なども対象です。
※常時雇用する労働者を2名以上、6カ月以上雇用 等

補助率等

補助率	上限額
3/4 以内	60万円 対象経費上限額 80万円

補助対象事業・補助金支給要件

補助対象事業

就業規則の改正または労働協約の作成・変更
外部専門家によるコンサルティング
労務管理担当者・労働者に対する研修
テレワーク用通信機器の導入・運用

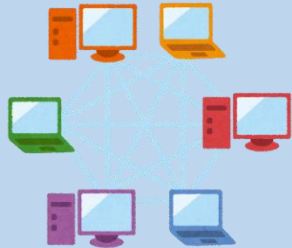
補助金支給要件

就業規則の改正または労働協約の作成・変更
月2日以上（端末1台当たり）のテレワーク実施
テレワークの活用を含めた事業継続計画(BCP)の策定
ホワイト・テレワーク・デイズ2021への参加
令和4年度末までのテレワーク継続実施の誓約

申請方法

- ・紙申請（簡易書留、レターパック）と電子申請の両方を行ってください。
- ・申請様式は道HPからダウンロードしてください。

テレワーク 北海道



〈お問い合わせ先〉



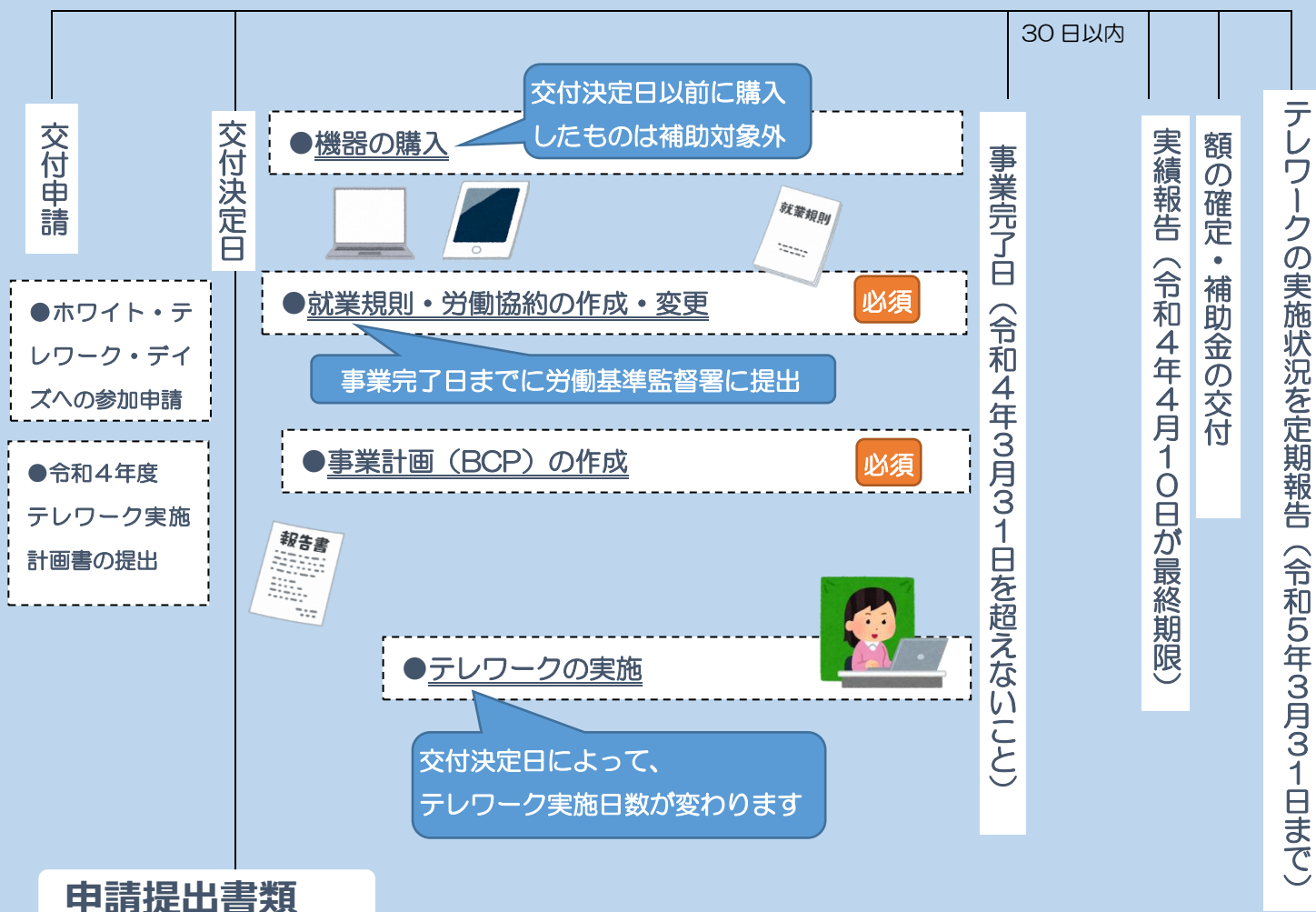
北海道

北海道経済部
労働政策局雇用労政課
働き方改革推進室
テレワーク支援班

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL：011-204-5354
FAX：011-232-1038
MAIL：keizai.korou1@pref.hokkaido.lg.jp



申請から補助金交付までの流れ



申請提出書類

	提出書類	確認・留意事項
<input type="checkbox"/>	交付申請書	
<input type="checkbox"/>	就業規則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請時点における全事業所のもの ・ テレワークに関する規定がないことを確認
<input type="checkbox"/>	労働協約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上（※労働協約を結んでいなければ提出の必要はありません）
<input type="checkbox"/>	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人等の場合
<input type="checkbox"/>	開業届の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業主の場合
<input type="checkbox"/>	札幌市を除く道内の事業所に常時雇用する労働者を2名以上、かつ交付申請時点において6ヶ月以上継続して雇用していることを確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働契約書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書など
<input type="checkbox"/>	道税（個人道民税及び地方消費税を除く。）を滞納している者でないことを確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請日より3ヶ月以内に発行された原本 ・ 道税事務所または各（総合）振興局で取得可能
<input type="checkbox"/>	導入しようとする製品のカタログ、見積書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格や仕様が分かるもの
<input type="checkbox"/>	ホワイト・テレワーク・デイズへの参加申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンラインで申請。補助金振込先登録を兼ねます。
<input type="checkbox"/>	令和4年度テレワーク実施計画書	
<input type="checkbox"/>	誓約書	

